

## 令和8年度 地域の寺子屋事業プロモーション推進業務委託 仕様書

### 1 目的

本市は、地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、学ぶ機会の向上や豊かな人間性を形成する「地域の寺子屋事業」を進めている。

本業務は、当該事業の更なる進展に向け、認知度の向上及び協力者・参加者の拡大を図ることを目的とする。

したがって、本業務では上記目的に向け、「2 業務内容」に掲げる業務を委託するものである。

### 2 業務内容

#### (1) 地域の寺子屋ウェブサイトの制作

##### 【ウェブサイト作成のコンセプト】

- 地域の寺子屋事業の認知度の向上  
(知らなかった層に届き、印象に残るキャッチーなものとする)
- 地域の寺子屋事業の多様な仲間集めに対するアプローチ  
(地域の寺子屋事業への関心を引き、やってみたいと思えるキッカケ作りとする 等)
- 地域の寺子屋事業従事者のモチベーション向上に寄与  
(携わる人々の共感を得られる内容とする 等)

ア 上記コンセプトを基に、事業の魅力、やりがいを感じさせる内容とすること。

イ 令和7年度に作成した動画を活用したコンテンツを制作し、事業への参加の機運醸成につながる内容とすること。

ウ 標準的なブラウザ(Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari など)に加えて、できるだけ多くのブラウザで閲覧可能なコンテンツとすること。

エ 一般的な検索エンジン(Yahoo!、Google など)における検索結果の上位に表示されるよう対策すること。

オ ユーザー解析のためにアクセスログを取得できること。

カ 日本語でページを作成し、全てのページをPC用レイアウト及びスマートフォン用レイアウトでの表示に対応するものとする。

キ レスポンシブ WEB デザインに対応したわかりやすいページ構成にすること。

ク 受託者は、本仕様書に基づき構成・デザイン案を作成し、委託者に提案すること。委託者は受託者と協議のうえ、ウェブサイトの構成、デザイン、レイアウト等を決定する。

ケ 公式SNS(X 及び Instagram)の活用・運用について委託者に提案を行うこと。

コ 受託者だけでなく委託者がコンテンツ更新を行うことを想定し、専門知識がない者でも操作可

能となるよう WordPress 等の CMS の実装も併せて行うこと。コンテンツの更新が行いやすいページ構成とすること。

- サ セキュリティ対策を行うこと。本システムへの不正アクセス、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に抑えるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- シ 第三者からのサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた場合は、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに委託者へ報告すること。その他本システムにおいて必要と考えられる対策を講じること。
- ス 受託者は、本業務の履行に当たり、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程、川崎市情報セキュリティ対策基準に準じた対策を取ること。また川崎市ホームページ作成ガイドライン、川崎市ホームページアクセシビリティ対応基準書に準じて制作すること。
- セ サイト運用、情報発信にかかるアカウント及びパスワードはすべて、委託者と受託者双方で共有する。アカウント及びパスワードは原則として、委託者が作成し、受託者にその情報を提供するものとするが、受託者が作成する場合には事前に委託者の承諾を得ること。  
また、パスワードの変更は原則として委託者のみが行うものとし、受託者が業務上変更を必要とする場合は委託者の承諾を得たうえで変更すること。
- ソ ホームページに掲載する内容は本市と協議を行い、決定するものとするが、現時点では、概ね次の内容を想定している。

(ア) 令和 7 年度に作成した動画、デジタルコンテンツの掲載

動画は視聴回数を上げるため、トップページに掲載すること。

○動画

<https://www.youtube.com/watch?v=OME4DkwqZ7k>【5 分 ver】

他、30 分のインタビュー動画にテロップを追加し、ウェブサイトに掲載すること。

(イ) 各寺子屋 (120 校程度) の紹介ページの製作

各寺子屋の紹介ページのフォーマットを作成すること。下記 URL の各寺子屋の紹介ページをわかりやすくリニューアルする内容とすること。

【<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/10-19-2-0-0-0-0-0-0-0.html>】

(ウ) 児童・生徒向けの紹介ページを製作

わかりやすく説明するためのイラスト等を活用した児童・生徒向けのコンテンツを製作すること。

(エ) 地域の寺子屋推進フォーラムの情報掲載

(3) (オ) で作成するダイジェスト動画などを活用し本フォーラムを紹介すること。

(オ) 「ニュース」「イベント」の情報

地域の寺子屋事業に関する「ニュース」「イベント」の情報を掲載するページを製作すること。

参考：[川崎臨海部公式サイト](https://kawasaki-rinkaibu.jp/)〈<https://kawasaki-rinkaibu.jp/>〉

(2) 本事業の広報・PR

ア 令和 7 年度に作成したPR動画を活用し、委託者と協議の上、WEB広告、公共空間(商業施設、電車等)でのプロモーションを行うこと。

○動画

<https://www.youtube.com/watch?v=Sw7i9IW0Ttg>【15 秒 ver】

<https://www.youtube.com/watch?v=kn-8K7nQWpk>【30 秒 ver】

(3) 地域の寺子屋推進フォーラムの企画・運営

ア 地域の寺子屋推進フォーラムの目的

本市では、平成 26(2014)年度から、①地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくり、②シニア世代をはじめとする地域の様々な方の知識と経験を活かした多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくり、③子ども達に豊かな学びや体験の機会を提供することによる学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成の 3 つの目標を掲げて、「地域の寺子屋事業」を進めており、地域の寺子屋の運営に関わる担い手が、今後も前向きに活動していくためのエンパワーメントの機会である「地域の寺子屋推進フォーラム」を実施するにあたり、イベント広報展示に必要な物品の作成や設営等を委託するものである。

イ 実施概要

(ア) 日時(予定)

令和 8(2026)年 12 月頃

(イ)開催場所

川崎市内施設の大会議室等

(ウ)イベント概要(予定)

- ① 各寺子屋から募集した「寺子屋川柳」の表彰式
- ② 有識者からの講話
- ③ トークセッション

ウ 事前準備

(ア) 一般観覧用のスタンド付き 65 インチモニター2台に加えて、モニター接続用 OA タップ 2本(5m以上)、モニター接続用HDMIケーブル 2本(5m以上)、動画撮影用ビデオカメラ 2台以上(三脚等の撮影に必要な機材を含む)を準備する。その他、委託者と協議の上、実施に伴って必要な機材や物品等を用意し、不足が無いようにすること。

(イ) 有識者からの講話の登壇者について過去の実績など参考に委託者へ提案を行い、キャ

スティングすること。

#### エ 当日の運営等

(ア) 次の機材について設置、撤去を行うこと(必要な機材等の準備、運搬を含む)。なお、レイアウトの詳細は別途協議のうえ決定する。

- ・スタンド付き 65 インチモニター2台
- ・モニター接続用 OA タップ 2本(5m以上)
- ・モニター接続用HDMIケーブル 2本(5m以上)
- ・動画撮影用ビデオカメラ 2台以上(三脚等の撮影に必要な機材を含む)

(イ) 記録用動画の撮影を行うこと。

(ウ) 設置物の転倒等、安全面に十分注意するとともに、緊急時の動線を確保すること。

(エ) 会場に必要な設備の設置、撤去を行うこと(必要な機材等の準備、運搬、イベント実施中の場面転換の対応を含む)。なお、レイアウトの詳細は別途協議のうえ決定する。

(オ) 講話の登壇者に対し、川崎市職員研修講師謝礼支払基準に基づき講師謝金の支払いを行うこと。

#### オ 実施報告書及びダイジェスト版動画の作成

(ア) イベント全体における発言等の取りまとめを行い、反映させること。

(イ) 本市と協議の上、実施報告書の内容を決定すること。

(ウ) 実施報告書は全体で 12 ページ程度とし、見開き用と HP 掲載用の単ページをそれぞれ作成すること。

(エ) 当日撮影した動画のデータをもとに、15 分程度のダイジェスト版を編集すること。また、動画には字幕テロップを全編通して追加すること。

(オ) 当日の撮影動画データ及び作成した報告書・ダイジェスト版動画データを DVD-R に格納し、令和 9(2027)年 3 月 31 日(水)までに納品すること。

### 3 履行場所

川崎市内

### 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

### 5 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 経費の負担

打合せ等会場使用料、物品の調達費、謝礼など、業務に必要な経費が生じる場合は受託者の負担とする。

## (2) 成果物の帰属

成果物及び成果物を作成する過程で作成された付属物等に係る著作権、所有権、使用权等一切の権利は発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有すものとする。

## (3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

## (4) 個人情報の適正管理

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

## 6 その他

- (1) 受託者は、適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。なお、成果物等のすべてについて、委託者及び受託者(再委託事業者を含む)の双方において、業務に必要な範囲で利用、改変、二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本委託に係る業務内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。